

令和 8 年 4 月 2 1 日 宣告

令和 7 年 (わ) 第 1 9 3 号

主 文

被告人を拘禁刑 7 年に処する。

未決勾留日数中 1 4 0 日をもその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、令和 7 年 7 月 5 日午後 7 時 5 2 分頃、普通乗用自動車を運転し、福岡県久留米市 a 町 b 番地 c 先の最高速度が 5 0 k m 毎時と指定された片側 2 車線道路の第 1 車両通行帯を d 町方面から e 町 f 方面に向かい進行するに当たり、その進行を制御することが困難な速度である時速約 1 2 2 k m の高速度で自車を同車両通行帯から第 2 車両通行帯に車線変更させ、折から自車前方の同通行帯を同方向に向けて進行中の A (当時 5 7 歳) 運転の普通乗用自動車後部に自車前部を衝突させ、その衝撃により前記 A 運転車両同乗者 B (当時 1 0 歳) を車外に放出させて路上に転倒させ、よって前記 A に左手麻痺の後遺症を伴う入院加療 1 7 4 日間を要する両外傷性血気胸、右肺挫傷、第 2 胸椎チャンス骨折、多発両肋骨骨折、左恥骨骨折及び外傷性腎損傷の傷害を、同車同乗者 C (当時 5 4 歳) に左半身麻痺及び左半身の感覚障害の後遺症を伴う入院加療 2 1 6 日間を要する外傷性胸部大動脈解離、外傷性動脈瘤、左大腿動脈損傷、右外傷性血気胸、肺挫傷、両肩甲骨体部骨折、多発肋骨骨折、環椎骨折及び外傷性くも膜下出血の傷害を、前記 B に高次脳機能障害及び顔面変形の後遺症を伴う入院加療 1 4 8 日間を要する両側急性硬膜下血種、右側頭葉脳挫傷、外傷性くも膜下出血、左大腿骨骨幹部骨折、左第 3 中足骨開放骨折、全身の擦過傷及び表皮欠損・挫滅創の傷害をそれぞれ負わせたものである。

(証拠の標目) 省略

(法令の適用) 省略

(量刑の理由)

本件は、被告人が、最高速度を時速50kmと指定された一般道路において、車線変更をして他の車両を避けながら進行しようと考え、時速約122kmで第1車線から第2車線に車線変更をし、その直後に同車線上にいた被害車両に自車を衝突させ、被害車両に乗車していた被害者3名に重傷を負わせた危険運転致傷の事案である。

本件犯行が起きた道路は、市街地の相当量の交通量がある片道2車線（なお、別途右折専用レーンが設けられている個所もある）の中央分離帯が設置された道路で、同道路を走行する車両の速度を調査した際の平均速度は時速45km（最高速度時速71km、最遅速度21km）程度（甲11）であった。

そのため、そのような道路を時速122kmで進行し車線変更すれば、自車を他の車両に衝突させて、車両内にいる者に重篤な被害を生じさせる危険があることは当然予想できることである。

それにもかかわらず、被告人は、そのような道路において、他の車両の走行速度とは大きく異なり、自身でも制御できないほどの高速度である時速122kmで自車を第1車線から第2車線に車線変更させたことで、自車を中央分離帯の縁石に接触させ、ブレーキを踏む暇もないまま第2車線上にいた被害車両に衝突させたものである。このような被告人の運転は極めて無謀で危険なものであったと評価できる。

他方、被害車両は道路を走行していたにすぎず、被害者らには何らの落ち度はない。

被告人の無謀な運転による上記衝突により、被害車両の後部座席は人が座るスペースがないほど大きく潰れており、後部座席に座っていた男児は車外に放出されている。

本件のような高速度で自動車を走行させて被害車両を半壊させるほどの被害を生じさせた事案では危険運転致死の結果が生じることが多く、本件でも、被害男児は一時死の淵を彷徨うほどに危険な容体に置かれていたものであるが、幸いにも医療従事者による適切な治療と本人の生命力によって死亡を回避できたもので、稀有な

事案といえる。現状において被害男児には命の危険はないものの、これからの長い人生を高次脳機能障害に伴う記憶力低下や顔面変形といった後遺症を抱えながら生きていくことを強いられる重い被害結果が生じている。

また、助手席にいた被害男性についても、左半身麻痺により自由に歩ける状態ではなく病院での長期入院が続く見込みで、今後の人生を重大な後遺症を抱えたまま生きていくことを強いられる重い被害結果が生じている。

運転席にいた被害女性についても、突然伴侶や孫と共に平穏に過ごしていた日常を奪われ、左手の麻痺を抱えたまま生きていくことを強いられる重い被害結果が生じている。

このような被害にあった被害女性や被害男児の親権者が厳罰を望んでいるのも当然のことといえる。

被告人は、高速度を出した際に車体から聞こえる音が好きなどとして、元々、加速性能が高いスポーツカーについて、定期点検の際にスピードリミッターを解除した上、さらに設定を加速性能が高まるレーシングモードに変更するなどして一般道路で高速度での運転を繰り返す中で、本件犯行に及んだものである。

被告人は、本件当日に違法駐車をし、警察での手続に時間を要したため、その遅れを取り戻して運動教室に行こうとしていたなどと述べるが、被告人は、そのような取るに足らない理由と高速度で走行する際に車体から聞こえる音を楽しむという目的で、周囲の危険を顧みずに一般道路を危険な態様で走行したものである。

このような交通法規や他者の安全を軽視した身勝手かつ自己中心的な運転については、動機経緯に酌量の余地はないことはもとより、厳しい非難を免れない。

上記事情を含む本件の犯情からすれば、本件は危険運転致傷の事案の中でも極めて悪質な部類に属するといえ、被告人の責任は重く、相当期間の実刑に処するのが相当である。そのため、被告人が罪を認めることや被告人の加入する任意保険による損害の賠償が可能であることなどの事情を考慮しても、危険運転致傷の事案の中でも重い拘禁刑7年に処するのが相当である。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 拘禁刑 10 年)

令和 8 年 4 月 21 日

福岡地方裁判所久留米支部

裁判官 植 草 元 博